



うえの事務所通信 VOL.57 R8.5.28



事務員 H・A

ここ最近、暖かく過ごしやすい気候でとても嬉しい反面、熱は出ないのに風邪の様な症状に悩まされています。

急に気温が下がる日もありますので、皆様どうぞご自愛ください。

サカイ判決の呪縛を解く「下妻支部判決」が確定！ 売上連動型歩合給を守る実務の道標



弁護士 上野俊夫

皆様、こんにちは。

以前、事務所通信 Vol.52（令和8年3月11日発行）にて、私が担当した「売上連動の完全歩合給」を巡る未払残業代請求訴訟（水戸地裁下妻支部）において、当方がほぼ全面勝訴となった画期的な判決が出たことを速報としてお伝えいたしました。

本件については、この度、原告側の控訴期間が経過し、当所の完全勝訴のまま判決が正式に「確定」いたしましたので、改めてご報告を兼ね、この確定がもたらす実務上の重大な意義についてお伝えいたします。

トラック運送業界やタクシー業界の経営者を震撼させたサカイ引越センター事件判決における「売上連動の歩合給は『出来高払制』とは認めない」という判断以降、実務の現場では、まるで「売上連動＝すべて残業代は1.25倍で計算しなければならない（通常は0.25倍の加算で済むところ、5倍のコストになるリスクを負ってしまう）」という呪縛に囚われていました。

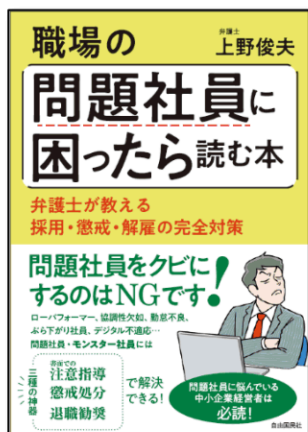
しかし、今回確定した下妻支部判決は、その呪縛に明確な一石を投じるものです。

裁判所は、当方が丹念に主張した「サカイ引越センター事件判決とは異なるロジックを持つ他の高裁判決の存在」や「売上連動を肯定的に捉える厚労省の通達（行政解釈）」を正当に評価し、「売上連動の完全歩合給であっても、労使の合意と実態があれば出来高払制（0.25倍計算）にあたる」と認めました。これが一過性の判断ではなく、覆ることのない「確定判決」となったことの意義は、使用者側実務において極めて大きなものです（月刊の労務雑誌に同判決の解説記事を執筆する予定です）。

サカイ引越センター事件判決の一般論だけを見て「うちは売上連動だからもうダメだ」と諦める必要はありません。サカイ引越センター事件の裁判は未だ確定しておらずそのうち最高裁判決が出るはずですので、それまでは、歩合給については現状の賃金規定の維持で良いように思います。

今回の確定を機に、現在採用されている歩合給制度が法的にリスクのない状態にあるか、ご不安な経営者様は、どうぞお気軽に当事務所までご相談ください。

出版書籍のご案内



職場の問題社員に困ったら読む本
弁護士が教える採用・懲戒・解雇の完全対策

著者 : 弁護士 上野俊夫
出版社 : 株式会社自由国民社
発売 : 令和7年12月15日
価格 : 1,900円(税抜)



Amazon 購入ページ
はこちら

・・・ひとりごと・・・

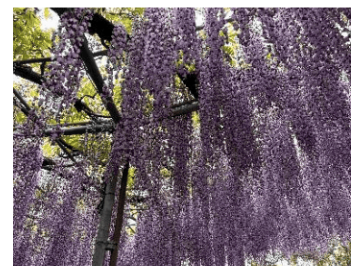
昨年の事務所通信の「ひとりごと」にて、弊所の A さんが紹介していた足利フラワーパークの大藤が 1 年間ずっと気になっており、私もつい先日見に行ってきました。

先達である A さんにアドバイスを仰ぎ、事前にネットチケットを購入し、7 時の開園時間に合わせて到着するなど、あらゆる策を講じました。その甲斐もあって、混雑が始まる前にメインの大藤棚もゆっくり満喫することができました。

大藤棚の下に立つと藤の良い香りに包まれ、それだけでも 5 時起床の朝活が報われる経験となりました。



事務員 R・H



出版記念セミナー

書籍出版を記念し、経営者様向けのオンラインセミナーを開催します。
問題社員を雇わないためのポイントを知りたい方はぜひご参加ください！

「モニター社員を雇わないための採用技術」

日 時: 令和8年8月25日(火)10時~12時
場 所: Web 会議システム「Zoom」



セミナーへの
お申込はこちら



上野労務経営法律事務所
UENO LABOR-MANAGEMENT LAW OFFICE

発行編集責任者 弁護士上野俊夫
〒374-0024 群馬県館林市本町 2-2-14 アドホック館林 2F
TEL 0276-56-4736 FAX 0276-56-4735
EMAIL info@uenolawoffice.com URL https://uenolawoffice.com
本通信は弁護士職務基本規程における広告に該当します